

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律案	
規制の名称	損害賠償実施方針の作成及び公表	
規制の区分	新設	
担当部局	研究開発局原子力損害賠償対策室	
評価実施時期	平成 30 年 8 月	
規制の目的、内容及び必要性	<p><b>【規制の目的・必要性】</b></p> <p>本規制の新設は、万が一の原子力事故の発生の際、損害賠償の迅速かつ適切な実施を図るための備えとして、全ての原子力事業者に対し、あらかじめ、損害賠償の実施のための方針を作成し、公表することを義務付ける規定を、原子力損害の賠償に関する法律において整備するものである。</p> <p>本規制の新設を行わない場合には、将来万が一原子力事故が生じた場合に、原子力事業者による損害賠償の実施に向けた事前の備えが十全になされなかったことにより、被害者に対して迅速かつ適切な賠償が実施されないおそれが高まるものと考えられる。</p> <p><b>【規制の内容】</b></p> <p>事業者が事業開始前から原子力損害の賠償に関し必要な事項の検討を行い、これを損害賠償実施方針として作成することを義務化することで、万が一の原子力事故の発生の際に、原子力損害の賠償を迅速かつ適切に実施するための事前の準備に資するものである。また、その公表を義務付けることにより、各事業者における他の事業者の方針を参考にした自主的な検討を促すとともに、内容の適切性を確保することを意図するものである。</p> <p>原子力事業者は、損害賠償実施方針において、原子力損害の賠償に係る事務の実施方法や紛争の解決を図るための方策等、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施に関し必要な事項を記載することとする。また、上記の具体的な内容については、文部科学省令において規定することとする。</p> <p><b>【非規制の政策手段との比較】</b></p> <p>東電福島原発事故の経験に鑑み、万が一の原子力事故の発生の際、原子力損害賠償には、①被害者の置かれた心理的又は経済的な状況等に対応して迅速に救済を図る必要があること、②短期間において膨大な数の請求事案が生じ、これらを同時に解決していく必要があること、等の特殊性があることを踏まえれば、事業者の事前の備えとしての方針の作成を確実なものとするため、行政指導のような非規制的手段よりも、事前の備えとしての方針の作成に係る義務を法的に措置することが妥当であると考えられる。</p>	
直接的な費用	遵守費用	各原子力事業者においては、損害賠償実施方針の作成に向けた検討を行うための事務費用や、原子力損害の発生に関し当該方針に記載した事項についての事前の備えに係る費用等が遵守費用として発生する。
	行政費用	行政においては、各原子力事業者が損害賠償実施方針の作成・公表義務を履行しているかを確認し、違反が判明した場合には行政指導や罰則の適用手続を行う等の行政費用が発生する。

<p>直接的な効果（便益）</p>	<p>将来万が一原子力損害が発生した場合には、発災事業者は、短期間に避難費用、精神的損害、就労不能損害、財物損害等様々な内容の多数の損害賠償請求に対応するため、至急に賠償請求の手續や被害者窓口の整備等を行うことが必要となることが想定されるが、当該規制の導入により、数万人の規模で発生する可能性のある被害者に対し、原子力損害の賠償が迅速かつ適切に実施されることが期待される。</p> <p>具体的には、万が一の原子力事故に際しての原子力損害の賠償につき、賠償のより迅速な実施による被害者の早期救済並びに賠償に関する紛争の減少及びより迅速かつ円滑な解決等の便益が期待される。</p>
<p>副次的な影響及び波及的な影響</p>	<p>特段の影響は想定されない。</p>
<p>費用と効果（便益）の関係</p>	<p>上記の費用と便益を比べると、便益が費用を上回ることから、当該規制を導入することは妥当である。</p>
<p>代替案との比較</p>	<p>代替案は想定されない。</p>
<p>その他の関連事項</p>	<p>該当なし</p>
<p>事後評価の実施時期等</p>	<p>原子力損害の賠償に関する法律第 20 条において同法第 10 条第 1 項及び第 16 条第 1 項の適用期限が定められており、10 年を目途として同法の定期的な改正が実施されてきたところ。これを踏まえ、本規制については、適用期限を踏まえた次期改正のタイミングにおいて、その適切性について事後評価を行うこととする。</p>